

四日市市告示第267号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料の徴収等の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月31日

四日市市長 森 智 広

1 徴収等の事務を委託する使用料

四日市市新丁ひろば駐車場条例（平成22年四日市市条例第3号）第6条に規定する駐車料金

2 徴収等の事務を行うもの

名 称 株式会社ジェクテイ

所在地 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8F

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

（財政経営部管財課）